

半田市指名競争入札事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市の発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他（以下「工事等」という。）の契約に関する指名競争入札（以下「入札」という。）の事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

（入札の通知）

第2条 入札の通知は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、指名競争入札について（通知）（様式第1。以下「指名通知書」という。）により行うものとする。

（指名の取消し等）

第3条 入札参加者が成年被後見人及び被保佐人並びに破産者に該当する者となった場合は、特別の理由があるときを除くほか、指名を取り消すものとする。

2 入札参加者が次の各号の一に該当すると認められる者、又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した者については、指名を取り消すことができるものとする。

（1） 契約の履行に当たり、故意に工事又は製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2） 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（6） 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（入札執行日時等の公表）

第4条 入札の通知後、入札に付す事業名、事業場所、入札執行日時を速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は当該入札日までとする。

(入札執行会場の公開)

第5条 入札執行の傍聴を希望する者がある場合は、受付簿に住所、氏名を記入のうえ、これを認めるものとする。

(入札保証金等の納付方法)

第6条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付させなければならない。

2 入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納付者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用するものとする。

(予定価格調書の作成)

第7条 予定価格は、入札執行日以前に予定価格調書により設定するものとする。ただし、事前公表を実施する建設工事の入札に係る予定価格は、入札公告又は入札の通知までに設定するものとする。

2 予定価格調書には、事業名、事業場所、予定価格、予定価格の消費税及び地方消費税額を除いた額を記載しなければならない。

(入札)

第8条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封かんし、指名通知書に示した日時及び場所において、市職員の指示により提出するものとする。

2 前項に規定する入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合はこの限りでない。

3 郵便等による入札は認めないものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第10条 開札は、入札の場所において、入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行わなければならない。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない市職員を立ち合わせなければならない。

(落札者)

第11条 開札後に直ちに予定価格調書を開封し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第12条 開札をした場合において、落札者とすべき入札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 入札の執行回数は3回を限度とし、落札しない場合は、他の業者に指名替えを行うものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- （1） 予定価格と最低入札金額の差が小額の場合
- （2） 特殊工事等及び特別な物品等で、他に指名する業者がない場合
- （3） 災害復旧工事等で緊急又は短期間内に工事等を施行する場合
- （4） その他やむを得ない事情がある場合

（再度の入札保証金）

第13条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付とみなすものとする。

（くじによる落札者の決定）

第14条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

（入札結果の通知）

第15条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせなければならない。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知しなければならない。

（契約書等の作成）

第16条 市長は、契約の相手方を決定した場合は遅滞なく契約書（契約書の作成を省略するときにあつては請書）又は契約内容を記録した電磁的記録（以下、「契約書等」という。）を作成するものとする。ただし、半田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年半田市条例第42号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、半田市議会の議決を経たうえ、契約書等を作成しなければならない。

2 落札者が前項の契約書（契約書の作成を省略するときにあつては請書）を記名押印のうえ提出しない場合、又は契約内容を記録した電磁的記録を承認しない場合は、落札はその効力を失うことがある。

（契約の確定）

第17条 契約書（契約書の作成を省略するときにあつては請書）による契約にあつては、落札者が契約書に記名押印したとき、又は契約内容を記録した電磁的記録を承認にしたときに確定する。

（入札保証金等の還付等）

第18条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下同じ。）は入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付した場合（契約保証金の納付に代えて担保が提供されるときにおいては、当該担保の提供後）に還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあつては契約を締結したとき、又は請書を提出したとき入札保証金を還付する。

（入札保証金の没収）

第19条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は市に帰属するものとする。

（入札結果の公表）

第20条 入札執行後、次の各号に基づき入札結果を入札執行調書（様式第2）により速やかに公表するものとする。

（1） 公表する内容は、事業番号、事業名、事業場所、入札日時、入札場所、入札方法、担当課、予定価格（建設工事に限る。）、落札業者、落札価格、入札経緯を含めた全入札業者名及び入札金額とする。また、入札辞退者のあるときは、これについても公表するものとする。

(2) 入札が不調に終わった場合の取扱いは、入札執行調書の金額欄に「不調」と表示するとともに入札経過の金額については公表しないものとする。

(公表の場所)

第21条 入札執行日時の公表及び入札結果の公表は、所定の場所への掲示及びホームページに掲載する方法で行うものとする。

(入札結果の報告)

第22条 市長は、設計金額又は予定金額が1,000万円を超える工事等の入札結果を監査委員及び市議会議長に入札の経過と結果について(様式第3)により報告するものとする。

(適用除外)

第23条 この要綱の規定のうち、事前公表を行う入札及び電子入札については、それぞれ半田市建設工事予定価格事前公表事務取扱要綱、半田市電子入札実施要綱及び半田市物品等電子入札実施要綱の規定を優先することとし、この要綱に規定する事項は適用しないものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１２年６月１日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１３年６月１１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の半田市指名競争入札事務取扱要綱の規定は、施行日以後に通知する指名競争入札から適用し、施行日前に通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の半田市指名競争入札事務取扱要綱の規定は、施行日以後に通知する指名競争入札から適用し、施行日前に通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、郵政民営化法（平成１７年法律第９７号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月２６日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成３０年６月１２日から施行する。
- （経過措置）
- ２ この要綱の規定は、平成３０年７月１日以後に実施する指名競争入札について適用し、同日前に実施する指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和３年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和７年４月１日から施行する。

殿

半田市長

印

指 名 競 争 入 札 に つ い て （ 通 知 ）

下記により指名競争入札を行います。

記

入 札 に 付 す る 事 項	番 号	
	事 業 名	
	事 業 場 所	
	事 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日
入 札 執 行 の 日 時		年 月 日 午前 時 分
入 札 執 行 場 所		
入 札 保 証 金		
そ の 他 の 事 項		○ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ○ 入札参加の際は、「半田市競争入札参加者心得書」（半田市ホームページ→産業・ビジネス→入札・契約→制度概要内）を確認の上、応札すること。
備 考	(1) 入札時間は厳守のこと。 (2) 開札は入札後即執行する。 (3) 入札は原則3回まで行うこととする。ただし、不測の事態に備え、予備の入札書を複数枚持参のこと。	

※建設工事以外は、本様式に準じて作成すること。

担当課名

入 札 執 行 調 書

番 号

工 事 名

事 業 場 所

工 事 種 別 ※

指 名 基 準 ※ 人以上

指 名 理 由 ※

入 札 日 時	年 月 日 () 午前 時 分				
入 札 方 式		担 当 課			
落 札 価 格	円	-----			
予 定 価 格 ※	円	-----			
最低制限価格※	円	-----			
指 名 入 札 業 者	第 1 回 (円)	第 2 回 (円)	第 3 回 (円)	結果	

上記金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。
建設工事以外は、本様式に準じて作成すること。
※については、建設工事のみ記載する。

[半 田 市 殿]

半田市長

入札の経過と結果について

番 号				
事 業 名				
事 業 場 所				
入 札 日 時	年 月 日 () 午前 時 分			
入 札 方 式		担 当 課		
落 札 価 格	円	-----		
予 定 価 格 ※	円	予 算 金 額	円	
最低制限価格※	円	-----		
指 名 入 札 業 者	第 1 回 (円)	第 2 回 (円)	第 3 回 (円)	結果

上記金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。
建設工事以外は、本様式に準じて作成すること。
※については、建設工事のみ記載する。